

令和5年5月8日

保護者様

鳥栖市教育委員会
教育長 佐々木 英利

新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行した後の対応について(連絡)

日頃より本市の学校教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に係る対応につきましては、これまで3年超の長きに渡り、お子様の健康管理についてご尽力いただきましたこと、改めて感謝申し上げます。

このたび、国が新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類感染症に移行することとし、令和5年5月8日以降の対応もそれにともない変更されることとなりました。

本市においても、今後の学校における対応を下記の通りといたしますので、ご確認くださいませようお願いします。

記

●児童生徒への指導について

- ・ 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本といたします。
- ・ 身体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」、及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導します。
- ・ 朝の健康観察、手洗い、清掃、換気などの基本的な感染対策については継続しますが、手指消毒及び健康観察カード等の提出による朝の体温報告については今後不要とします。
- ・ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいたりすることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないようにします。

●児童生徒が感染した場合等について

- ・ 「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」は出席停止とし、欠席扱いにはしません。
- ・ かぜや腹痛等と同様に、学校への欠席連絡をお願いします。学校に連絡がつかない夜間や休日等の教育委員会への連絡は不要です。
- ・ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ・ 児童生徒に発熱等のかぜ症状がみられるときは登校を控え、かかりつけ医等を受診してください。
- ・ 濃厚接触者としての特定は行われませんので、同居の家族等が感染したり、発熱等のかぜ症状がみられたりしても、児童生徒の登校を控える必要はありません。
- ・ タブレットやプリント配付等を行い、学びを止めない環境の確保に努めます。

●学級閉鎖等について

- ・ 以下のいずれかの状況に該当し、感染が拡大している可能性が高い場合には5日程度の学級閉鎖等を検討します。また、中学校における部活動の閉鎖についてもこれに準じます。
 - 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - 教育委員会が必要と判断した場合

●学校給食について

- ・ 「黙食」は実施しません。
- ・ 給食前の手洗いや、咳エチケットのためのハンカチ等の準備について指導します。

●ワクチン接種について

- ・ ワクチン接種時における欠席等の取扱いについて、一日休む場合「出席停止」とし、欠席扱いとしません。
- ・ 副反応（発熱や倦怠感等）が出た際の休みについては、欠席（病欠）となります。

●児童生徒のケアについて

- ・ 感染者、ワクチン接種、マスクの着用等についての偏見や差別、いじめが起こることのないよう特に配慮します。
- ・ 児童生徒の様々な悩みやストレス等への対応については、学級担任や養護教諭等を中心として、児童生徒の心身の健康状態の把握に努めると共に、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携を図り対応します。学校へご相談ください。

●感染が不安で欠席される場合について

- ・ 地域や学校の感染状況、及び、同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情等を考慮し、校長の判断で出席停止とする場合があります。

新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザの出席停止期間

「発症後5日」かつ「軽快後1日」

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
新型コロナウイルス感染症	発症	+5日			+1日		登校OK	
	発症	+5日				軽快	+1日	登校OK

※「軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

「発症後5日」かつ「解熱後2日」

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
季節性インフルエンザ	発症	+5日			+2日		登校OK	
	発症	+5日				解熱	+2日	登校OK



基本的には、どちらの感染症も発症日から6日目には登校可能になります。
 しかし、コロナでは軽快した日が5日目以降、
 インフルエンザでは解熱した日が4日目以降になってしまうと、
 登校できるのは7日目以降と伸びてしまいます。